

[事案 2019-165] がん診断給付金支払等請求

・令和2年6月26日 裁定終了

<事案の概要>

給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約が解除されたことを不服として、解除の無効とがん診断給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年2月に甲状腺がんと確定診断されたため、平成29年11月に募集代理店を通じて契約した無解約返戻金型終身医療保険（引受基準緩和型）にもとづき、がん診断給付金と、保険料の支払い免除を請求したところ、告知義務違反により契約は解除され、給付金も支払われず、保険料の支払い免除も認められなかった。しかし、以下の理由により、解除を無効とし、がん診断給付金の支払いと保険料の支払い免除を求める。

- (1)平成29年7月に甲状腺乳頭がんと診断されているため、既往症があっても入れる保険を探しており、募集人から「本契約であれば、手術をすすめられてから3か月経過した後であれば加入できる」と説明され、募集人が保険会社に同内容を確認した上で、最後の受診日から3か月を経過した日に、本契約の申込みおよび告知を行った。
- (2)保険会社が告知義務違反であると主張している通院日は、禁煙外来のみ受診し、すでにすすめられている手術の紹介状の宛先を変更してもらっただけで、その日に手術をすすめられてはいない。
- (3)がん診断給付金特約の約款では、給付要件の診断確定は病理組織学的所見（生検）以外の方法も認められている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人から当社に、本契約についての問い合わせ等があった記録はない。
- (2)申立人は、告知の約2か月半前に医療機関を受診し、手術をすすめられていると評価できるので、告知義務違反である。
- (3)診断確定を病理組織学的所見（生検）以外の場合でも認めるのは、これができない特別の事情があり、当社が相当と認めた場合のみであるが、本件はこれに該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反がないとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。